第１章　計画の策定にあたって

１　計画の策定背景

がんは、1981 年（昭和 56 年）から 40 年以上、日本人の死因の第 1 位となっています。

わが国のがん死亡数の 2023 年（令和５年）推計値は約 39 万６千人であり、り患者数は約 103 万４千人となっています。また、男性、女性ともに、おおよそ２人に１人が一生のうちにがんと診断され、男性ではおおよそ４人に１人、女性ではおおよそ６人に１人ががんで死亡する状況です。

一方、医療の進歩等により、生存率は向上しており、がんと診断されても自分らしく生活を続けるための政策・施策の充実がより重要になっています。

こうした状況から、区民の生命や健康の維持に向けて、国、東京都、品川区が連携を図りながら、総合的・計画的ながん対策を実施していくことが求められます。

国では、2007 年（平成 19 年）４月に「がん対策基本法」を施行し、同年６月に「第 1 期がん対策推進基本計画」を策定し、がん診療連携拠点病院の整備や緩和ケア提供体制の強化等に取り組んできました。また、2012 年（平成 24 年）に策定した「第２期がん対策推進基本計画」では、小児がん、がん教育やがん患者等の就労を含めた社会的な問題等に取り組んできました。

2016 年（平成 28 年）には「がん対策基本法」が改正され、ＡＹＡ世代のがん対策やがんり患をきっかけとした離職者割合の低減等、新たな課題にも対応すべく、平成 30 年３月に「第３期がん対策推進基本計画」が策定され、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の３つの柱に沿ったがん対策が推進されてきました。

2023 年（令和５年）３月に閣議決定された「第４期がん対策基本計画」では、全体目標として、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を掲げ、第３期計画での３本柱を堅持しつつ、４つ目に「これらを支える基盤」を掲げています。

東京都では、国の方向性を踏まえつつ、都民の視点に立ったがん対策を推進するため、2024 年（令和６年）３月に「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」を策定し、より都民の実態に即した施策を展開しています。

品川区でも、がん予防に関する普及啓発やがん検診の実施、たばこ対策、がん教育等に取り組んできました。今後も、国や東京都の政策動向を踏まえつつ、新たな課題に応じたがん対策を総合的・計画的に推進するため、「品川区がん対策推進計画」（令和７年度～12 年度）を策定することとしました。なお、本計画および関連する情報についてはホームページ等で発信していきます。

2　検討体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、がん診療連携拠点病院、がん患者支援団体や医師会・歯科医師会・薬剤師会の代表者、公募区民の委員で構成される「品川区がん対策推進計画策定委員会」で協議しました。

3　計画の位置づけと期間

本計画は、品川区長期基本計画を上位計画とし、健康増進計画である「しながわ健康プラン21」の関連計画として位置づけます。なお、策定にあたっては、国の「がん対策推進基本計画（第４期）」や東京都の「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」と整合を図るものとします。

本計画の計画期間は、令和７年度から令和12年度までの６年間とします。なお、国や東京都の方針、また社会状況の変化等により、必要に応じて見直す場合があります。

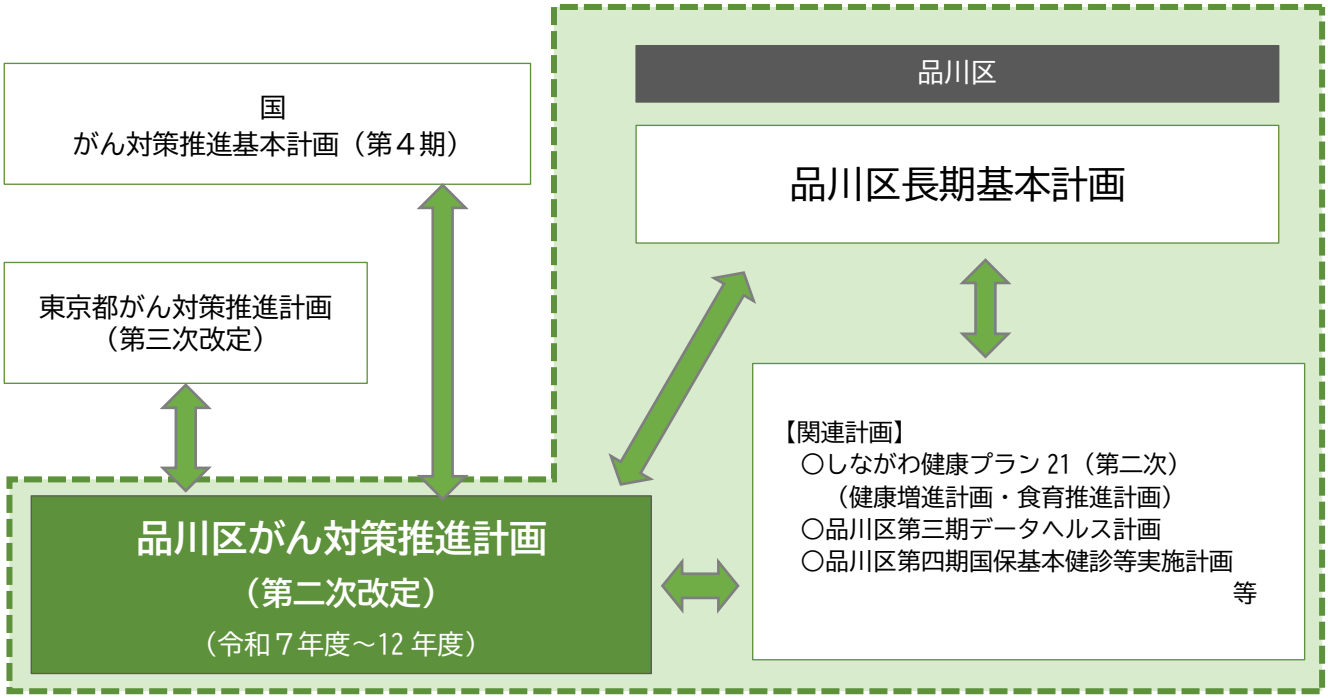

コラム

がんとは？

人間の体は、細胞からできています。正常な細胞の遺伝子に傷がついてできる異常な細胞のかたまりの中で悪性のものを「がん」といいます。

健康な人の体でも毎日、多数のがん細胞が発生していますが、免疫が働いてがん細胞を死滅させています。しかし、この免疫が年を取ることなどにより低下すると、発生したがん細胞を死滅させることが難しくなります。また、がん細胞は、無秩序に増え続けて周囲の組織に広がり、他の臓器にも移動してその場所でも増えていきます（転移）。

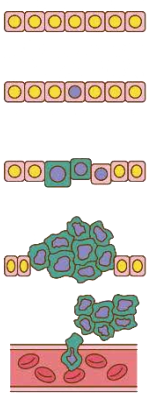

正常な状態

▼

遺伝子に傷が付き、異常な細胞ができる

▼

異常な細胞が増殖する（がん化）

▼

異常な細胞がかたまりになる、周囲に広がりやすくなる

▼

血管などに入り込み、全身に広がる（転移）

出典：文部科学省「がん教育推進のための教材」（令和３年３月 一部改訂）